

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

人口減少社会の到来やコロナ禍による全国的な公共交通利用者の減少等の影響により、本市の公共交通を取り巻く環境はより一層、厳しい状況となっている。

公共交通事業者の多くは、運転士不足の問題を抱え、全国的に路線の廃止や減便が行われている状況に陥っている。加えて、2024（令和6）年4月から、バス運転士などを対象とした労働時間等の改善基準告示が適用されることにより、公共交通の運転士不足の問題は今後、さらに深刻化していくことが懸念されており、本市でもそれに起因した公共交通ネットワークの確保・維持が課題となっている。

（新潟市地域公共交通計画 P1 参照）

地域をまたがる広域的・幹線的なバス路線は、通勤、通学、通院といった日常生活の維持に欠かせないものとなっている。また、高齢化が進行し、運転免許の自主返納を促す動きもある中で、地域住民の生活交通手段である地域間幹線系統バス路線を確保・維持していくことは極めて重要である。

本市では、交通事業者の運営努力だけでは路線の維持が困難な路線について、地域間幹線系統確保維持事業等を活用しながら、公共交通網の維持を図る。

（新潟市地域公共交通計画 P80 参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

市内の地域間幹線系統路線バスについて、新潟市地域公共交通計画の期間である向こう6か年の間、運行を継続し、利用者の利便性を維持することを目標とする。

目標達成の指標として、それぞれの系統の輸送人員について、前年度比 100 パーセント以上を維持することとし、毎年度達成状況の検証を行う。

（2）事業の効果

・地域のまちづくりと連携した区内公共交通網の形成

通勤や通学、通院や買い物など、生活に必要な移動手段を確保することで、区内公共交通網が維持・確保される。

（新潟市地域公共交通計画 P76 参照）

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 系統見直し
 - ・運行経路の見直し
- ダイヤ調整
 - ・競合路線との時刻調整
 - ・コミュニティバスからの乗り継ぎ利便性の向上
 - ・ダイヤ改正（路線バスとの乗継ダイヤの設定）
- 運賃、企画乗車券
 - ・ICカードの普及促進
- イベント、観光、広告宣伝
 - ・観光施策との連携による利用促進

上記取組について、事業者と自治体が連携を図りながら実施する。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

【表1の概要】

（単位：千円）

	事業者数	系統数	国庫補助申請額
R7 年度補助（R6.10～R7.9 運行）	2	9	47,497
R8 年度補助（R7.10～R8.9 運行）	2	9	47,497
R9 年度補助（R8.10～R9.9 運行）	2	9	47,497

①予定している時刻表・系統図
別紙を添付（系統図）

②運行予定者決定の流れ

○県内乗合バス事業者へ本計画に登載を希望する系統について、調査を実施
（新潟県ホームページを通じて周知）

○以下の点から現在運行しているバス事業者を運行事業者に決定

- ・バス事業者は、一つの事業者が継続して運行することで地域の交通手段を安定的に確保できるとともに、雇用面も含め地域経済の安定に資すると考えられる
- ・当該系統を現に運行している事業者は、当該系統の運行に関する知識・経験を有し、地域住民の信頼を得られており、安全・安心な輸送が期待できる
- ・運行系統の近隣に事業所を有しているため、大雪など不測の事態にも迅速に対応でき、円滑な運行が期待できる

③輸送量が15人～150人/日と見込んだ根拠となる算出式
「表1-5」を添付（平均乗車密度算定表）

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<ul style="list-style-type: none"> ・利用実態調査 ・事業者ヒアリング
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表3」を添付
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
「別紙 生産性向上の取組」のとおり
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年9月29日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通計画の策定について ○ 令和5年2月6日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市地域公共交通計画の策定について ○ 令和5年7月21日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市地域公共交通計画（公共交通の課題、基本方針、成果指標等）について ○ 令和6年2月8日 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市地域公共交通計画の策定手順について ・ 新潟市地域公共交通計画（素案）について ○ 令和6年6月7日 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 新潟市地域公共交通計画（最終案） ・ 令和7年度地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟市中央区古町7番町1010番地
古町ルフル5階

(所 属) 新潟市都市政策部都市交通政策課

(氏 名) 佐藤 華子

(電 話) 025-226-2750

(e-mail) kotsu@city.niigata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

令和7年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置	備考
新潟県 (新潟市)	新潟交通株式会社	(1) 新潟～豊栄	617.5		地域公共交通計画p.81 ②
	事業者計	1系統	617		
	新潟交通観光バス株式会社	(2) 新潟～新発田	13,839.0		地域公共交通計画p.81 ①
		(3) 新潟～水原	9,875.5		地域公共交通計画p.81 ③
		(4) 新潟～新津①	5,058.0		地域公共交通計画p.81 ⑤
		(5) 新潟～新津②	2,261.0		地域公共交通計画p.81 ④
		(6) 新潟～小須戸	7,404.5		地域公共交通計画p.81 ⑥
		(7) 新潟～月潟	4,719.0		地域公共交通計画p.81 ⑦
		(8) 新潟～白根①	1,233.0		地域公共交通計画p.81 ⑧
		(9) 新潟～白根②	2,490.0		地域公共交通計画p.81 ⑨
事業者計	8系統	46,880			
合 計	9系統	47,497			

令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略